

後期高齢者医療制度における 保険料算定の基本的な考え方

平成19年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合

保険料算定の考え方

1. 総論

後期高齢者医療制度では、医療にかかる費用のうち、被保険者が医療機関の窓口で支払う負担金を除き、公費（国、県、市町村）が5割を負担し、現役世代からの支援金（若年者の保険料）が4割を負担、残りの1割を被保険者一人ひとりから保険料として納めていただくことになっています。

保険料は、本広域連合の議会で議決された条例において定める保険料率に基づき、被保険者の前年度の所得をもとにして本広域連合が決定します。

保険料率は、住んでいる市町村を問わず、県内均一となります。

制度の安定した財政運営を確保するため、2年ごとに保険料率を設定します。

平成20年度及び平成21年度の保険料率は、11月末開催予定の広域連合議会において正式に決定されます。

2. 保険料の算定方法等

(1) 保険料の賦課区分について

保険料は被保険者全員が頭割で負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額は、被保険者全員が等しく、条例で定める定額を課せられます。

所得割額は、被保険者の所得（総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額）に、条例で定める所得割率を乗じた額になります。なお、年金収入のみの被保険者の場合、収入額153万円以下の場合には、所得割額は課せられません。

(2) 保険料率について

保険料率は、法及び政省令の定めるところにより、以下のようにして設定されます。

保険料賦課総額の算出

広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定します。

本広域連合の医療等の給付に要する費用や保健事業、審査支払手数料、葬祭費など制度運営に必要な費用から、国、県、市町村の負担金などの収入を差し引いて保険料賦課総額を算出します。

保険料率の算出

により算出した総額を、所得係数に応じて均等割総額と所得割総額に按分します。

この総額から、次のようにして保険料率（均等割額、所得割率）を算出します。

ア 均等割額の算出

$$\text{均等割額} = \text{被保険者均等割総額} \div \text{被保険者の見込総数}$$

イ 所得割率の算出

$$\text{所得割率} = \text{所得割総額} \div (\text{被保険者の総所得金額等の見込み} \\ - \text{基礎控除 } 33 \text{ 万円}) \text{ の広域連合内の総額}$$

3. 賦課限度額について

賦課限度額は、政令では年額50万円を超えないこととされたことから、本広域連合条例においても、賦課限度額は年額50万円を設定する予定です。

4 . 保険料の軽減について

(1) 低所得世帯に属する方の軽減措置

所得の低い世帯に属する被保険者については、次の表の基準により、被保険者均等割額を軽減します。これは、現在の市町村の国民健康保険と同様です。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減割合
ア 33万円	7割
イ 33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者の数 (被保険者である当該世帯主を除く。)	5割
ウ 33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者の数	2割

総所得金額等とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額をいいます。ただし、軽減の判定については、65歳以上の公的年金所得については、これからさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

(2) 健康保険など被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、これまで保険料を負担してこなかったことを考慮して激変緩和のため、制度加入時から2年間、所得割がかからず、均等割額を5割軽減します。

現在、国において、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は、均等割額の徴収を凍結すること、10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、5割軽減後の額をさらに9割軽減すること、及びこの措置に係る財源については国が負担することを検討しています。

被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称です。

保険料試算について

平成20年度及び平成21年度の給付費見込額等

	給付費見込額（百万円）	被保険者見込数（人）
平成20年度	116,842	175,675
平成21年度	134,602	183,290
計	251,444	358,965

平成20年度の給付費見込額は、11ヶ月分として保険料を試算しております。
一人当たり旧ただし書所得の比較

	秋田県	全国平均
旧ただし書所得 （所得係数）	307,391円 （0.56）	553,084円 （1.00）

旧ただし書所得は、総所得額から基礎控除額（33万円）を引いた額
保険料率（案）

	均等割額	所得割率
均一保険料率	38,426円	7.12%
均等割：所得割	64：36	

平成17年度一人当たり老人医療費の比較

	秋田県	全国平均
一人当たり老人医療費	754,065円	821,403円

《資料》厚生労働省『平成17年度老人医療事業報告』

一人当たり保険料賦課額

	秋田県	国試算
試算額	60,041円	74,000円

ケース別保険料額

年金収入による年間保険料額

被保険者均等割額 = 38,426 円 所得割率 = 7.12%

(単位:円)

例1) 被保険者本人のみで単身世帯の場合					例2) 夫婦2人世帯で共に被保険者である場合	
年金収入額	153万円	168万円	203万円	300万円	夫/世帯主 192万円	妻 135万円
うち所得額	33万円	48万円	83万円	180万円	72万円	15万円
所得割額	0	10,680	35,600	104,664	27,768	0
均等割の 軽減割合	7割軽減	7割軽減	2割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減
軽減後の 均等割額	11,527	11,527	30,740	38,426	19,213	19,213
保険料 賦課額	11,527	22,207	66,340	143,090	46,981	19,213
年金額に 占める保険 料の割合	0.75%	1.32%	3.27%	4.77%	2.45%	1.42%

□の年金収入額は、所得割額0円、均等割額軽減の限度額である。

【所得割額の算定方法】

年金収入額に対し、公的年金等控除120万円を差し引いた所得額から基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率を乗じる。

均等割額軽減対象者の内訳

(単位:人、円)

軽減区分	対象者数	比率	均等割 基本額	軽減適用後 均等割額	軽減適用後 賦課額
7割軽減	79,647	44.37%	38,426	11,527	11,500
5割軽減	5,916	3.29%		19,213	19,200
2割軽減	10,414	5.80%		30,740	30,700
合計	95,977	53.46%			
軽減対象外	83,495	46.54%			
総数	179,472	100.00%			

総数は平成19年10月30日現在の被保険者台帳に基づき算出した被保険者数